

広報

心し

57.6.25

No.344



そっと 雨の恵みを

しとしと降りそそぐ梅雨。富士緑道では、
うっすら濡れた花木が、道ゆく子どもたちに、
雨の恵みをそっと語りかけているようでした。

富士市にふさわしい市民憲章をつくらせよう

全市民の英知と気運で



市民懇話会が結成されました

「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へそんな方向に市民の願いがむかっています。

全市民の英知と気運で、富士市にふさわしい市民憲章をつくらせようと、活動が開始されました。

市民憲章を考える市民懇話会発足

6月14日、市民憲章を考える市民懇話会が市役所10階会議室で開かれました。参加したのは、市内各種団体の代表98人と知識経験者9人の合計107人。

渡辺市長から「市民各層の多くの皆さんの知恵や創意を結集して、富士市にふさわしい市民憲章をつくりたい。出来れば来年3月までに策定していただけたら……。」

との挨拶があった後、富士市をきれいにする市民運動推進連絡協議会々長の石田潔さんが仮座長となって、市民懇話会を正式に発足させると共

に、運営要領を決めました。

この後、会を代表する座長に大淵地区社会教育推進会々長の秋山登さんを、また副座長に連合婦人会々長の渡辺房江さんほか4人を選出しました。

新座長の司会によって、今後の運動の進め方について協議が行われました。この中で、当面広報紙などにより市民へのPRを図ると共に、市民意識調査を行うことを決めました。

市民意識調査は7月に、市民懇話会メンバーと市職員がいっしょになって行うなど、早くも今までにない取組みの実施が確認されました。

市民憲章とは

市民憲章とは、市民が郷土を愛し、自らのまちを住みよい、しあわせなまちとすることを求める、市民道徳や生活規範の総称です。

また市民憲章は、単に市民に対して要求される市民道徳の生活の規範に止まらず、市政当局が、そうした規範を実践するにふさわしい環境・設備を整

備することも併わせて求めています。

市民憲章の形式は一般的に5項目の条文からなっており、各市とも内容としては、①環境美化に努める。②教育文化を高める。③自然を守る。④きまりを守る。⑤コミュニティ、明るい社会、健全な家庭をつくる。⑥勤労にはげむ。⑦体を鍛え健康に努める。などが上位を占めています。

市民憲章制定の趣旨

まちづくりに誓いをこめて

富士市は人間尊重のまちづくりを基本にして“生産と生活が調和する産業文化都市”を目標としています。

すべての市民が豊かで生きがいのある幸せな市民生活をおくれるよう行政だけでなく、全市民の英智とたゆまぬ努力の結集が何より必要です。

しかし、富士市でも都市化がすすむにつれ、人口の流入や、核家族化、生活様式の多様化などによって、地

域社会での連帯意識が薄らいでいるとの声が聞かれます。

まちづくりへの市民の役割や参加の意識をもっともって育てていくことが大切です。

こうしたことから、真に豊かな市民生活を保障するまちづくりを実現していくため、市民自らの誓いを市民憲章として定め、日常の行動を通じて実践しようというものです。

市民憲章制定にむけての経緯

1. 昭和53年2月 生涯教育の観点から社会教育をどのようにすすめたらよいか、そのあり方について社会教育委員会から答申されました。その際、市民憲章制定の必要性が提言されました。

2. 昭和54年1月 富士市総合開発審議会から、富士市新総合計画の策定についての答申のなかで、望ましい市民像に向けて市民憲章制定の必要性が付帯意見として提言されました。

3. 昭和54年3月 定例市議会の市長の施政方針演説の中で、市民憲章の制定をはかるため、全市民的気運をつくり出すよう努める旨が述べられました。

4. 昭和56年9月 富士市民文化懇談会から「市民文化のすすめ」として、20項目の提言がなされましたが、その中で、市民合意に基づいた市民

文化綱領の策定が提言されました。

5. 富士青年会議所のとりくみ 同団体は市民憲章の実現を目標に自主的な運動をすすめています。

昭和57年1月には有識者を対象にした意識調査を行い、また同年4月には、富士市と文化を語る文化シンポジウムを開催し、市民憲章制定に向けての方向性が討議されました。



懇話会と市は来る7月中旬に、市民憲章についての市民アンケート調査を行います。

この調査は基本選挙人名簿の中から有権者の1割に当たる1,426人を選出抽出し、市民の関心度や意見などをつかみ今後役に立てようとするものです。市職員や市民懇話会メンバーが対象者を直接訪問して調査のお願いをいたします。

全国と県内の状況

全国各市で行われている市民憲章は、すべて第2次大戦後に制定されたものです。戦前にもいくつかの市で制定していましたが、いずれも廃止されました。

戦後、最初のものは昭和21年11月に山口県萩市で制定されました。翌年1月には同県小野田市が、以後仙

台市(昭和27年)、京都市(同31年)とつづきました。

昭和53年4月時点での調査によると、全国645市のうち市民憲章を制定している市は382市(59.2%)です。

また昭和57年3月での県内各市の状況は、21市のうち13市(61.9%)がすでに市民憲章を制定し、静岡市と袋井市が現在検討中です。

それについて私もひと言



わたなべりつこ
緑町・OL
渡辺祐恵さん

市民憲章をつくるのはいいことだと思います。でも、せつかく出来てもそれが実行できなくてはネ。
そうねエ。私としては、このまちの文化活動がもっと発展することを願っていますので、文化のよさを伝えてほしいと思います。身近なことが大切でしょうね。



えんどうひろなり
遠藤博也さん
上田端・会社員

市は「生産と生活が調和する産業文化都市」を目ざしているんだから、それに合った内容にしたらいいと思うナ。
それと……。子供やお年寄りにも理解されるようなわかりやすいことばで表現してもらいたい。そんな市民憲章なら歓迎だよ。

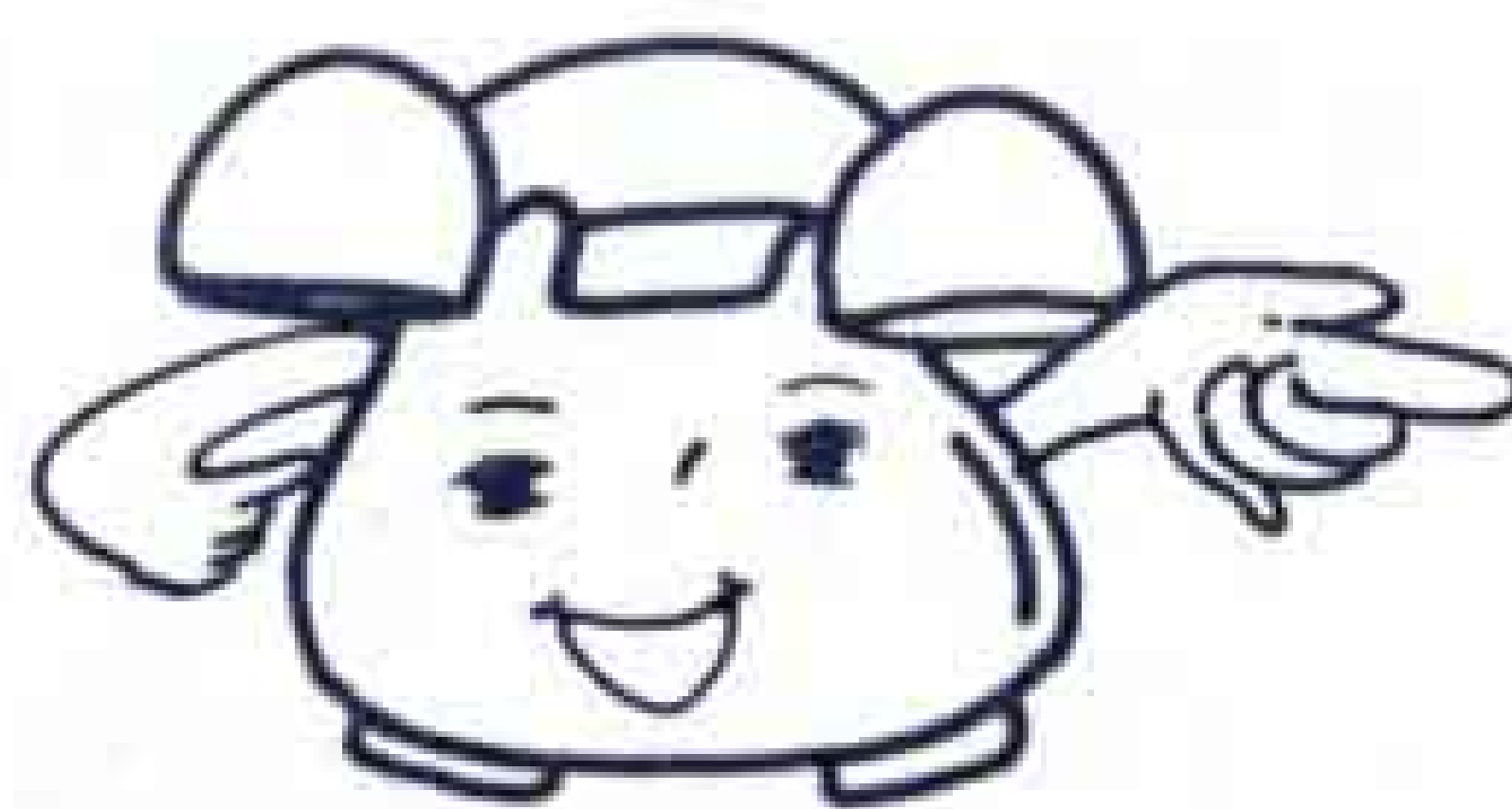


もちつきじゅんこ
望月順子さん
富士本町・主婦

富士のまちいいですね。でも、公害をなくして、みどりを多くしたらもつとよいまちになると思うわ。
そんなまちづくりのためなら市民憲章もいいわネ。どうかおしつけにならず市民のみなさんの盛り上げを図って、納得のいくものを決めてほしいと思います。

君の悩み 電話でどうぞ

相談ふじ開設



51-3741
ミ ナ ヨ イ

子どものこと、学校での友人関係、進路のことなどで悩んでいる人。あなたの悩みや相談を電話でお受けします。

市青少年補導センターは、青少年の悩みや心配ごとを電話で相談できる「相談ふじ」を、7月中旬から開設します。



少年非行は第3のピーク

戦後第3のピークを迎えている青少年非行。これは、今まで最高だった昭和39年をはるかに上回っています。富士警察署によると、昨年一年間に市内では、3,043人の青少年が、不良行為として補導され、このうち、学生・生徒が1,252人(うち女子127人)で、全体の約41%を占めています。

また、最近の青少年非行の特徴として、窃盗及び横領といった、いわゆる「遊び型非行」の増加と、非行の低年齢化があげられています。

このように増えつづける青少年非行ですが、非行防止の大きなきめ手

のひとつとして、早期発見、早期治療があります。

非行の早期予防は、保護者の適切な助言と、本人の不満を受け入れる対応によって、かなり予防効果をあげることができます。

無言は深刻な相談の前ぶれ

非行の増加と同時に、自分の悩みや心配ごとを聞いてもらえる相手がいない、いわゆる「孤独型」の青少年も増えています。さらには、登校拒否や家庭内暴力などによる親の悩みも増加。

県教育委員会が行っている「ハロー電話」の55年度の利用状況をみると、1年間で1万8,999件の電話相談

がありました。

この内訳は、青少年からが8,334件、保護者からが5,378件、一般からが2,091件、無言が3,194件。この中で、無言は、深刻な相談の前ぶれとも理解できます。

青少年の内訳は、小学生753人、中学生4,902人、高校生1,591人、青年1,088人で、中学生が圧倒的に多くなっています。

相談内容と件数については、登校拒否が一番多く3,624件。次いで性格行動1,435件、身体・こころ1,341件、男女交際1,338件の順となっています。

青少年で一番多いのは、男子が性の問題、女子が友人関係。保護者の中では、登校拒否が圧倒的に多くなっています。



富士川での漁法を制限して

(おねがいします) 私は、アユの友釣りフアンの一人です。

しかし現在の富士川は、コゴシ・コゴシ釣りの人が多く友釣りを行ってもアユではなく、川底に絡まっている掛釣りの仕掛けばかりに掛かり釣りになりません。

コゴシ・コゴシ釣りを禁止して下さいとは言いませんが、区域を設けていただきたいと思います。(一市民)

(おこたえします) 漁業法及び水産資源保護法などに関連して、静岡県には水産資源の保護培養、漁業取締り、漁業調整、漁業秩序の確立を期するための静岡県内水面漁業調整規則があります。

この規則により富士川も漁具・漁法について知事許可を必要とするもの、期間・区域、又は漁種・魚の体長などにより採捕を禁止されているものがあります。

掛釣りは知事の許可を要する漁で、この漁法での釣りは規則違反です。

市は、県から富士川漁道の管理を受託するについて富士川下流市町連絡会を設立し、魚族保護培養増進のため、一部区域の採捕禁止指定をしたほか、委嘱指導員を置いて下流域での違反採捕者に対する注意、指導を実施し、地域住民、釣愛好者のしたしめる自然環境の保全に対応していきます。(市農政課)

「相談ふじ」は7月中旬から

「相談ふじ」の電話受付は、7月中旬から行います。（日時が決まり次第、暮らしのたより、広報無線放送でお知らせします）

場所は、市役所西側の道路公園、西富士道路事務所跡地です。

（右側の地図参照）

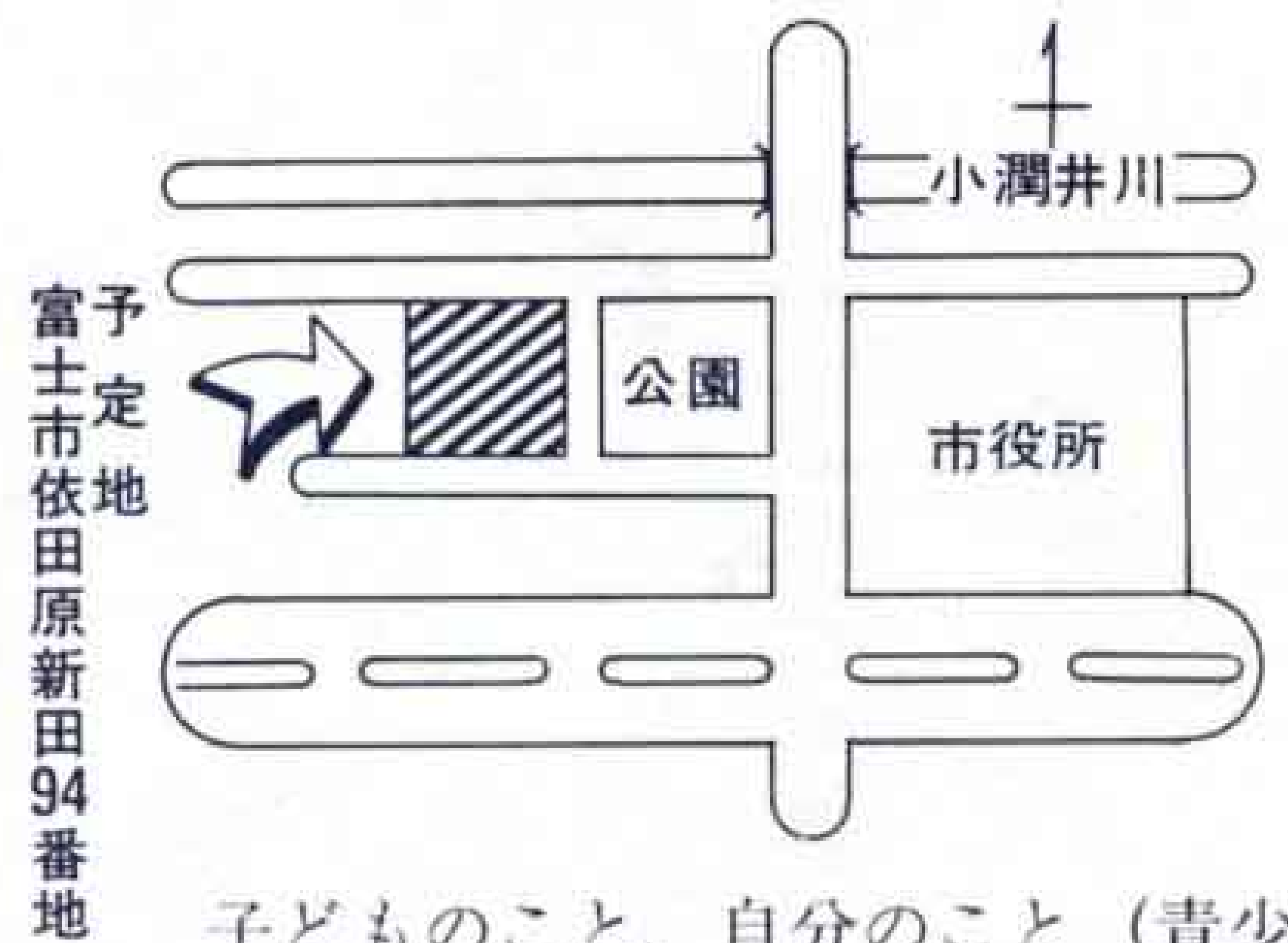
相談者の対象範囲は、小・中・高校生及び青少年とその親になります。

相談日は、月曜日から土曜日まで。

ただし、祝・祭日は休み。
受付時間は正午から夜8時まで。
相談には、教職経験者などのベテラン相談員が交替にあたります。

補導センターを誰もが気軽に利用できるように配慮するとともに、電話相談や面接相談を行うことによって、青少年の健全育成のための機能をさらに強化させようとするものです。青少年補導センターには、専門職員や相談員等が配置され充実をはかります。

電話等の相談業務開設予定地



子どものこと、自分のこと（青少年自身）で悩みや心配ごとがあったら、お気軽にダイヤルしてください。

「相談ふじ」は、信頼と触れあいを大切にし、心の支えになります。

街頭補導などを実施

7月は青少年を非行から守る強調月間

7月は「青少年を非行から守る強調月間」です。夏休みを迎えるこの時期は、青少年にとって何かと解放的となり、非行を起こしやすくなります。

次代を担う青少年を非行から守るためには、家庭・学校・職場はもとより、地域住民1人ひとりが協力し取り組まなければならない大切な問題です。

このようなことから、今年の運動の重点目標は、「①地域や家族間の触れ合いを深めよう。②有害図書・有害広告等の追放運動を推進しよう。③万引きを（しない・させない）運動を推進しよう。」です。また7月11日から17日までは富士市青少年健全育成強調週間として、富士市独自の

事業も推進します。

・青少年を非行から守る強調月間及び、富士市青少年健全育成強調週間の行事

と き	活 動 内 容
7月1日	・県下いっせい街頭呼びかけ ・早朝補導、大型店舗巡回補導 ・社会を明るくする運動街頭呼びかけ
〃月4日	・県青少年非行防止総決起大会
〃月11日 〃 13日	・地区巡回広報活動（愛のパトロール車による呼びかけ運動）
〃月14日	・万引き非行防止懇談会



昨年の社会を明るくする運動街頭パレード

〃 15日	・地区巡回広報活動
〃 16日	・有害環境の点検、市内パトロール特別啓発活動
〃 17日	・環境浄化愛の呼びかけ運動 ・県下いっせい青少年街頭補導
〃 30日	・県下いっせい立入検査

グループ訪問 ⑤4



プロフィール

創立は54年3月。部員は現在16人。練習は毎水曜日の午前中、厚原グラウンドで。25歳以上の婦人で腕に自信のある人はぜひ仲間。連絡先☎52-5359(秋山宅)

富士ソフトボール



●監督を中心にチームワークの良さが自慢

創立四年目で念願の全国大会出場が決まった。来る八月二十七日、全国家庭婦人ソフトボール選手権大会が後楽園球場で開催される。先の東海四県の予選会で三位に入賞したからだ。
強いチームが目標。高校でソフト部に入っていたメンバーが多いこと、チームワークの良さが幸いしている。
「若さが保てるからと主人も協力的よ。」子供づれの主婦が笑いながら言った。



△中学男子100メートルスタート



▷スタート前は緊張するんです



新しい市民陸上大会

新緑につつまれた富士総合運動公園内（大洲東片倉）に陸上競技場が完成。5月30日開場式と完成を記念した第16回市民陸上競技大会が開かれました。

市民陸上競技大会には、小・中学生、一般など、約1,000人余の選手が参加。100㍍競走、走り幅とび、砲丸投げなど、12種目に熱戦を展開しました。

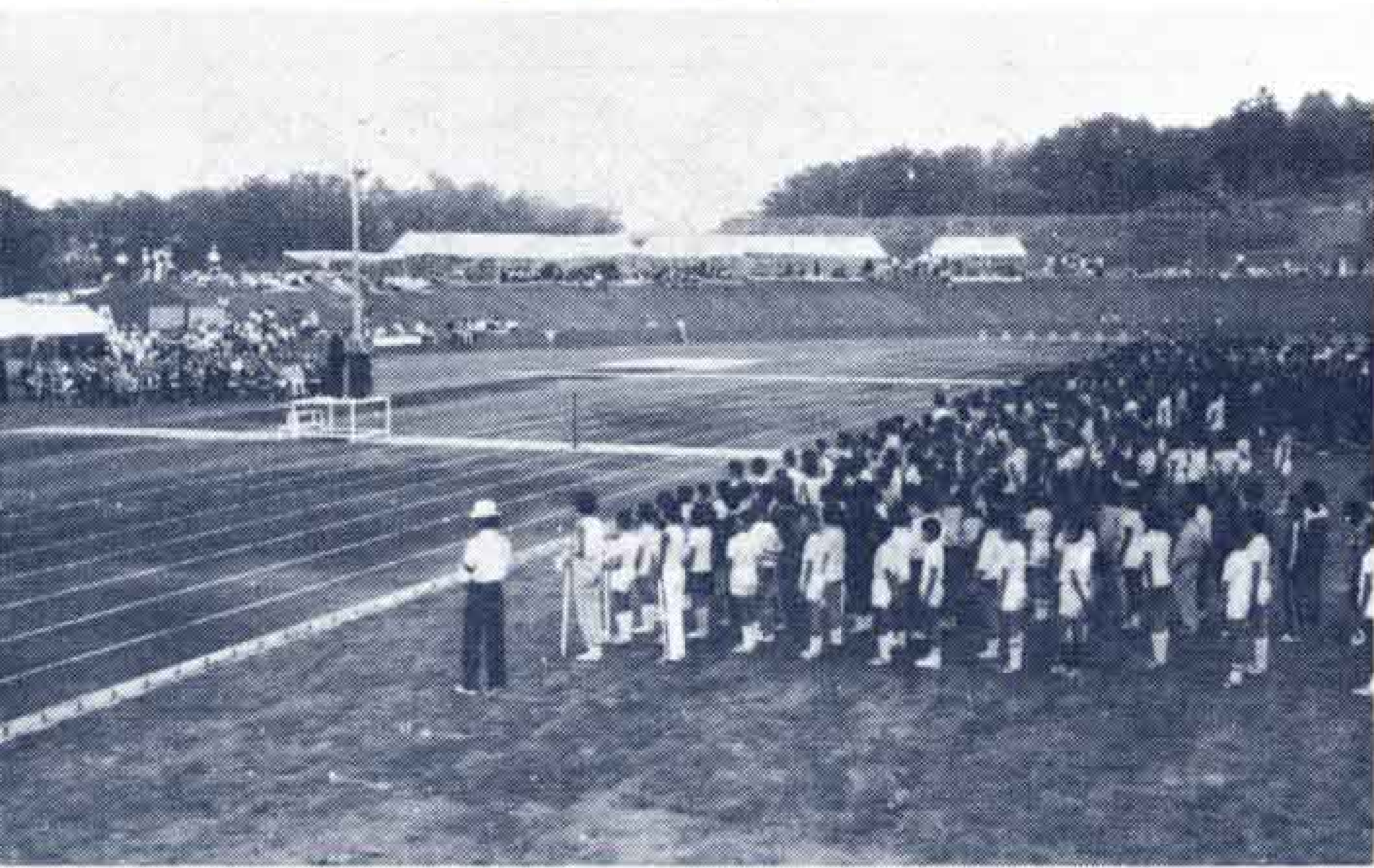
オープンした1周400㍍の陸上競技場は、日本陸上競技連盟公認の第3種陸上競技場。これからは、県大会や地区大会などを開催することもできます。使用希望の人は、市スポーツ振興課へ申し込んでください。使用料金は、下の表のとおりです。

区分		時間		
		午前 午前8時 30分から 正午まで	午後 午後1時 から午後 5時まで	1日 午前8時30 分から午後 5時まで
専用で使用 する場合	入場料を徴収 する場合	8,000円	12,000円	20,000円
	入場料を徴収 しない場合	2,000円	3,000円	5,000円
専用で使用 しない場合	個人使用	1人1回につき100円		

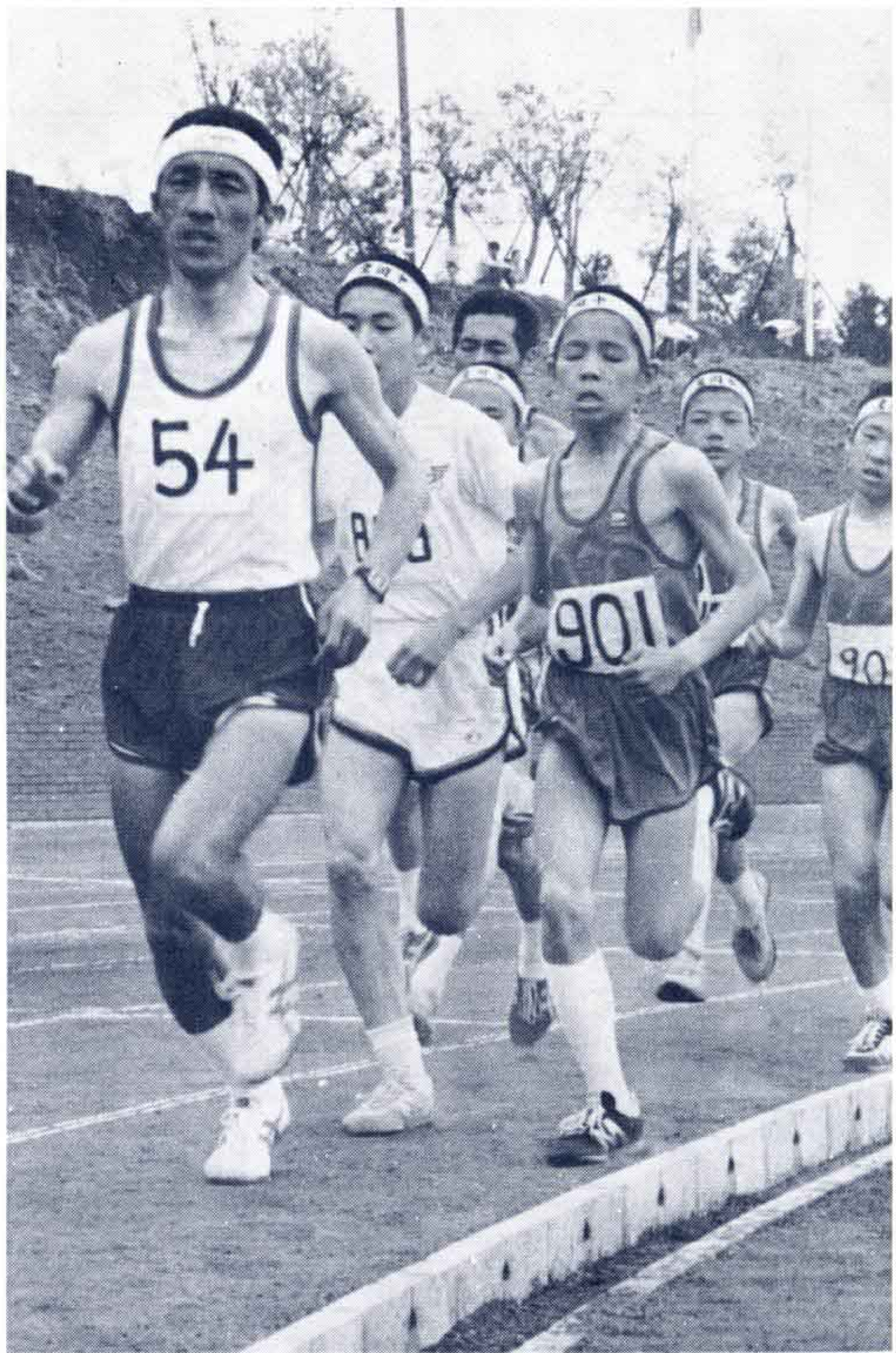
※用具を使用する場合は用具代が必要です。



◁テープカットとくす玉割りで開場式



△市民陸上競技大会開会式



△一般男子5キロメートルロードレース



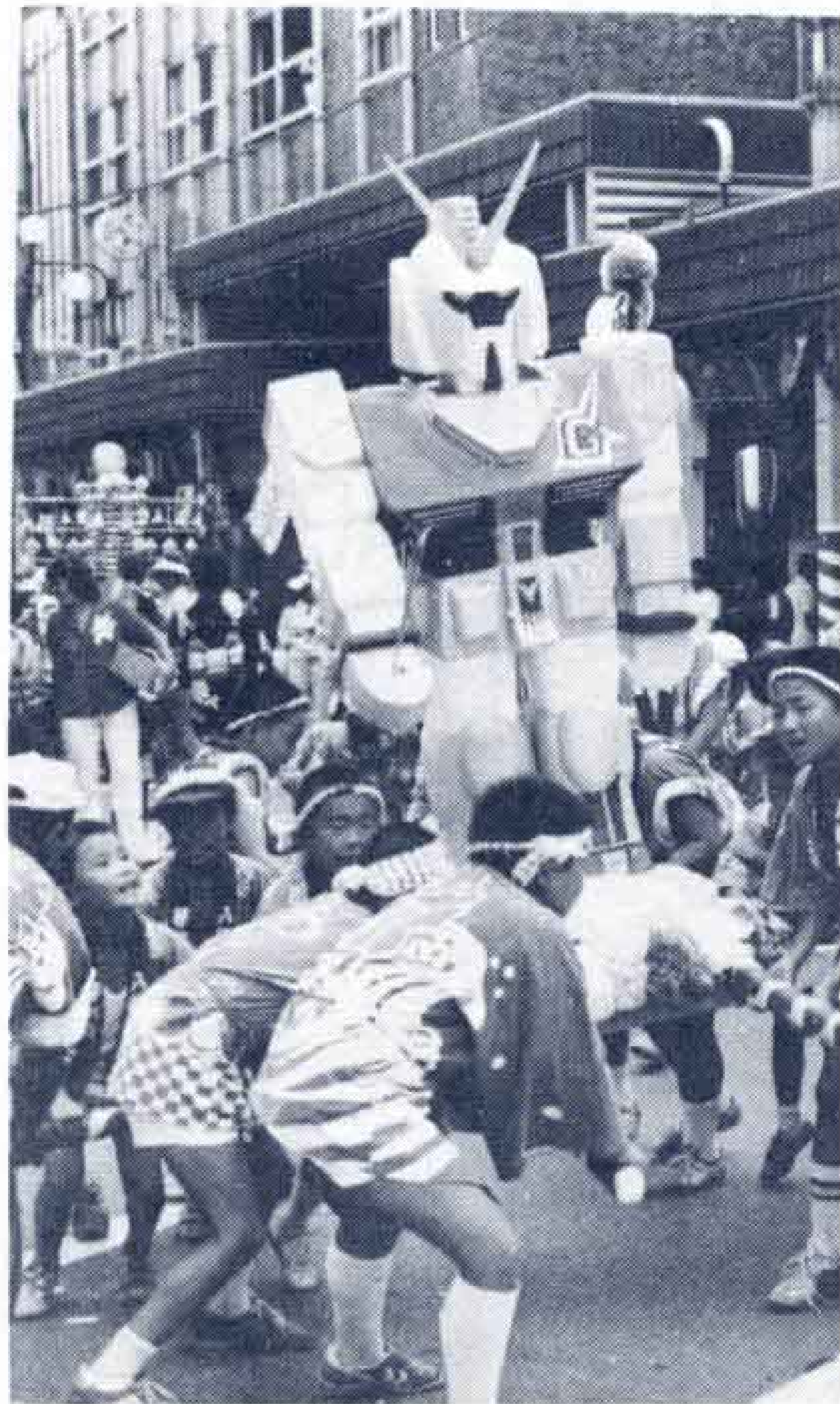
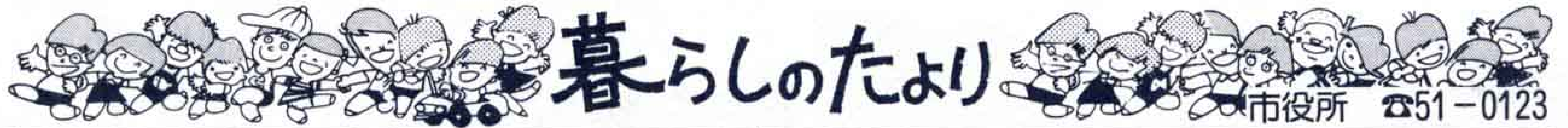
△選手宣誓する田子浦小六年生の島田倫子さん



▷審判員の表情も真剣



△家族の応援も大会を盛りあげました



昨年の子どもみこしパレード

今年の富士まつりは

7月31日(土)・8月1日(日)

富士まつりは、従来8月3日・4日に行われていましたが、今年から8月第1日曜日を基本として、開催することにまりました。

◇7月31日(土曜日)

- 子どもみこし大会(17:00~18:30)
市内各小学校区で子ども会によるみこし大会
- おどり大会(19:00~20:30)
市内各町内会等のみなさんによるおどり大会

◇8月1日(日曜日)

- 音楽パレード(4地区中心街)

富士北(15:00~15:30)、富士南(15:20~15:40)
吉原(16:20~17:05)、鷹岡(17:30~18:00)
■子どもみこしパレード(5地区中心街)
富士北(17:00~18:20)、富士南(17:00~18:20)
吉原(17:00~18:20)、鷹岡(16:00~17:00)
広見(18:00~19:00)

- おどり行進(19:00~20:30)
4地区中心街で、みなさんによるおどり行進

富士まつり「ちょうちん」の斡旋

- ・価額 1個780円
- ・期間 7月15日~25日
- ・ところ 市役所5階商業労政課
(代金と引き換え)

市街化調整区域内の 既得権の失効

富士・富士宮岳南広域都市計画市街化区域、市街化調整区域の決定(昭和47年12月16日静岡県告示第1013号)による開発行為(土地造成等)を要しない、都市計画法施行令第36条第1項第2号口の規定による既得権の届出については、今年(昭和57年)の12月15日までに効力を失います。

したがって、この期限までに建築物が完成するよう、所定の手続き及び十分な工事期間を見込んで行ってください。

なお、詳しいことは、市都市計画課へお問合せください。内線328

7月1日からし尿 くみ取り料金が改定

し尿くみ取り料金が、次のように改定されます。

- 現行料金 18% 138円
- 改定料金 18% 150円

社会を明るくする運動

第32回「社会を明るくする運動」が、7月1日~31日まで1ヵ月間、「地域活動の推進による少年の非行防止と更生の援助」を重点目標に展開されます。

- ◇街頭PR 7月1日(木)
吉原中央駅周辺(15:30~16:00)、パピー周辺(16:30~17:00)、入山瀬駅周辺(17:30~18:00)
- ◇ミニ集会の開催
- ◇慰問活動

犬の公開取締り

犬の登録、狂犬病予防注射を怠ったり、放し飼いにしている飼い主があり、犬のかみつきも後を断ちません。

そこで、富士保健所は、7月中旬に犬の公開取り締り指導を行います。

なお、登録・注射の済んでいない犬の飼主は、すぐに済ませてください。犬は正しく飼いましょう。

税務署だより

税務大学校生を募集

人事院は、「税務大学校普通科」の学生募集を行います。

- ◇受験資格 昭和37年4月2日から昭和40年4月1日までに生まれた人
- ◇受付期間 7月7日~16日
※詳しくは、人事院中部事務局
☎ <052> 961-6838 又は富士税務署 ☎ 61-2460

郵便局だより

公共料金等の 自動払い込みの取扱

郵政省は、為替貯金のオンライン化が完了し、6月1日から全国24都府県下の郵便局で、公共料金等の自動払い込みを開始することになりました。

※詳しくは、近くの郵便局へおたずねください。



青少年芸術劇場

- ◇とき 7月28日(水) 開場12:30
- ◇ところ 吉原市民会館ホール
- ◇内容 邦楽・邦舞
※招待券希望(14歳~19歳)の青少年は市役所7階文化振興課へ

ファミリーキャンプ の参加者募集

- ◇とき 7月24日(土)~25日(日)の1泊2日
- ◇ところ 丸火自然公園キャンプ場
- ◇募集人員 家族単位で60組(1家族3人~5人)定員になり次第締切ります。
- ◇参加費 1家族1,000円と保険代1人100円
- ◇集合場所と時間 市立丸火青少年の家 7月24日 午前9:30
- ◇申込みは 7月17日までに、申込み書(市社会教育課・各公民館にあります)に記入のうえ市役所7階社会教育課へ

「県青年の船」の 参加者募集

- 県青年団連絡協議会は、「第15回静岡県青年の船」の参加者を募集します。
- ◇参加資格 18歳~28歳までの青年
 - ◇募集人員 470人
 - ◇渡航地 中華人民共和国(上海~杭州)
 - ◇期間 12月28日~58年1月9日
 - ◇費用 約18万円
 - ◇募集期間 7月31日まで
※詳しくは、市社会教育課連絡協
内線454へ



コンクール入賞者を表彰

歯の衛生週間行事



◁80歳でもむし歯なしの笠井さん



◁富士見台の加藤さん母子

歯の衛生週間(6月4日~10日)を記念した図画ポスターコンクールと、母と子及び老人の良い歯のコンクールの表彰式が、6月5日パピー4階催事場で行われました。

図画ポスターの部では、市長賞に岩松小2年の影山葉月さんと富士中の佐野悦子さん。母と子の良い歯のコンクールの部で

は、富士見台2丁目の加藤禮子さん、瞳ちゃん(3歳)母子。老人の良い歯のコンクールの部では、水戸島の笠井寿雄さん(80歳)が受賞。それぞれ、渡辺市長から賞状と記念品が渡されました。

老人のよい歯のコンクールで市長賞を受賞した笠井さんは、80歳という高齢にもかかわらず、虫歯と欠損歯が1本もなく、毎日2回、食後に歯みがきをしているそうです。

印鑑登録証更新 手続きは9月30日まで

昨年10月1日から、印鑑登録証(グリーンの手帳)をカードに切替えています。まだ、更新手続きのすんでいない人で引き続き登録を必要とする場合は、9月30日までに市民課窓口で手続きしてください。

◎更新手続きに必要なもの

- 本人の場合 登録印と登録証(グリーンの手帳)
- 代理人の場合 登録印と登録証(グリーンの手帳)に代理人の印
なお、更新と一緒に登録印の変更(改印)を希望する場合は、登録印と新しく登録する印の両方をお持ちください。

※印鑑登録証又は、登録印をなくした場合は、新しく登録していただきます。

◎登録できない印

更新手続きをする場合、次の印で登録してあると、引き続き登録できなくなります。

- 1.住民基本台帳に記載されている文字以外のもので表わされているもの
- 2.印影が鮮明に出ないもの
- 3.印のふちが著しく欠けているもの
- 4.欠けやすい水晶
- 5.印章の高さが2ミリ以下のもの

これらの登録印をお持ちの方は、新しく登録する印の両方をお持ちください。

更新期間内に手続きしませんでしたと自動的に廃止されます。10月1日以降は印鑑登録証代として、1件につき100円必要となります。

じせつめぐり

市民プール



取材中の平田さん(左)



富士山をのぞむ、潤井川のほとりに、夏は市民のカップ天国となる、プールがあります。

大人から幼児まで家族ぐるみで楽しめるよう、一周250位の流水プール、カラフルで夢のある落差の大きなスベリ台のついた子ども用、かわいい絵が書いてある円形の浅いスベリ台つき幼児用、そして25位の競泳用の本格的なプールなど4つのプールがあります。

オープン以来10年、入場者数は昨年で百万人を突破し、ひと夏平均10万~11万の人々に利用されているそうです。

又このプールの評判を聞きつけて、他の市町村からも大ぜいの人々が来て楽しんでいます。

プールでは、シーズン中毎日20名の方が、みんなが安心して利用出来るよう働いてくれているそうです。

市民のみなさんも、お互いに迷惑をかけないように

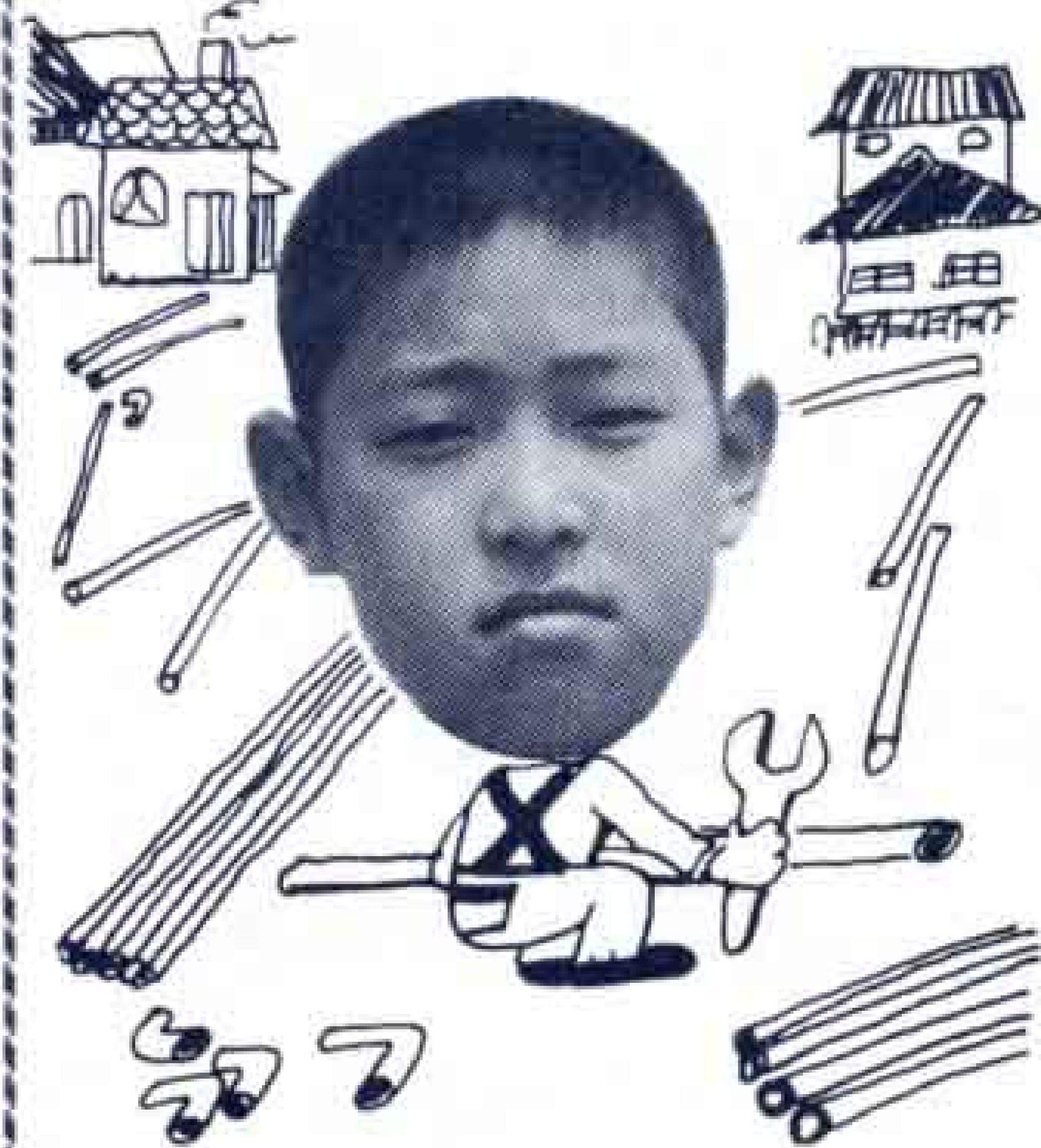
- ① 自分のゴミは持ち帰る
- ② 忘れものをしない
- ③ なるべく車でこない

などとともに、プール遊びのマナーを守ったら、もっと楽しい夏が過ごせるのではないかと思います。

(レポーター 新浜 平田和子さん)

ぼくの夢 わたしの夢

へこたれないで働く人に



広見小 六年 望月正巳君

ぼくの将来は、父の跡つぎで、水道工事をやれと言われている。なまけ者のぼくにできるかな。連休に三日間手伝ったけど、パイプは長くて重くうめるのもたいへんだった。モーターやドリルの油が手について、いつまでもにおいが残った。でも、人間の暮らしに大切な水を運ぶ仕事だけ、日にやけるし、体もつかれる仕事だけど、へこたれないでがんばりたい。

私達の自然の森



広見小 六年 上松知子さん

私のゆめは、発展した町の中にも自然の森がほしい。広見の森の大きいのを造って、その中に学校を建て休み時間には果物のなる木に登ったり、時には授業もその木の下ですればきっと楽しいと思う。今の私たちは、塾やおけいこ事に行っている人が多い。だから遊ぶ日を決めて、学校の森でみんなで一日中過せば、次の日は勉強も思いきりできると思う。



お店や会社から出る営業用のごみ(事業系一般廃棄物)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で自らの責任において適正に処分するように定められています。

これらのごみを一般家庭ごみと一緒に出されますと収集が円滑にできませんので、直接清掃工場または、産廃処分地へ持ち込むか、もしくは、収集運搬業者に委託して処分してください。

(詳しいことは、市環境衛生課へおたずねください)

——進めよう ごみの減量・資源化——